

## 第 10 回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和2年1月10日(月)午後3時00分			
開催場所	湯梨浜町役場 第3会議室			
出席委員(11名)	1番 中村 博 委員	2番 清水 武敏 委員	3番 長谷川誠一 委員	4番 土井 繁美 委員
	5番 横川 力 委員	6番 蔵本 孝広 委員	7番 山下 昇 委員	8番 山上 真治 委員
	10番 土海 政信 委員	11番 山下 和子 委員	12番 谷岡 貞幸 委員	
欠席委員(名)				
推進委員(7名)	13番 徳岡 正裕 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 尾川 寛信 推進委員	16番 山田 隆雄 推進委員
	17番 山本 正義 推進委員	18番 北野 文夫 推進委員	19番 山本美代子 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(名)				
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 谷岡 弘栄			
提案議案	第40号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第41号議案 農用地利用集積計画の決定について 第42号議案 農用地利用配分計画の策定について			
報告事項				

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
1 開会	事務局    会長 議長	<p>ただ今から、令和元年度 第 10 回農業委員会の定例総会を開催します。農業委員会憲章の唱和を行いますので、皆さんご起立をお願い致します。本日の先導役は、16 番山田推進委員です。よろしくをお願い致します。</p> <p>(出席者全委員で農業委員会憲章の唱和)</p> <p>ありがとうございます。それではご着席ください。</p> <p>本日の出席者報告を致します。農業委員の現員数 11 名に対して、ただ今の出席委員は、11 名であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。では、開催にあたりまして長谷川会長からごあいさつを頂きます。お願い致します。</p> <p>長谷川会長あいさつ (中略)</p> <p>それでは会を進めさせて頂きます。湯梨浜町農業委員会会議規則第 4 条の規定によりまして、会長が議長を務めさせて頂くことをお許し頂きます。本日の議事の日程は、皆さんのお手元に配布のとおりでございます。</p>
2 議事録署名委員の指名	(議長)	<p>次に「議事録署名委員の指名について」を議題と致します。お諮りを致します。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第 23 条第 2 項の規定によりまして、議長において指名をすることに皆さんご異議ございませんか。</p> <p>《はい。の声》</p> <p>はい。ご異議なしと認めます。それでは議事録署名委員には 8 番の山上真治委員、10 番の土海政信委員、両名の方をお願いを致します。そして会議書記に於きましては藤井事務局長、そして谷岡副主幹の方へお願いを致します。</p>
3 議事 議案第 40 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について	(議長)  事務局	<p>それでは日程 3 番、議事に入ります。議案第 40 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。説明してください。</p> <p>議案第 40 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を説明します。次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>番号 1 譲受人は、上橋津●●、譲渡人は、大阪府岸和田市●●。土地の所在、大字赤池——、</p>



	事務局	<p>それでは審議を続行致します。議案第 41 号に係りましては、今退席の山上委員の該当する案件を先に審議したい。と云う風に思います。概要から説明してください。</p> <p>議案第 41 号「農用地利用集積計画の決定」について説明します。次のとおり、農用地利用集積計画が作成されたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。公告予定日は令和 2 年 1 月 15 日の予定でございます。</p> <p>(資料は、3-1 頁から 3-7 頁)</p> <p>頁をめくって頂きまして、利用集積計画総括表をお願い致します。関係戸数は 借り人 14、貸し人 49 でございます。利用権の設定期間は田畑の合計で、3 年未満が 13 件で 28,301 m<sup>2</sup>、3 年以上 6 年未満が 37 件で 76,832 m<sup>2</sup>、6 年以上 10 年未満が 6 件で 14,640 m<sup>2</sup>であります。</p> <p>設定作物等面積は、水田として利用が 110,023 m<sup>2</sup>。転作田として利用が 1,751 m<sup>2</sup>、樹園地として利用が 1,686 m<sup>2</sup>、普通畑として利用が 6,313 m<sup>2</sup>。利用権設定面積率は 0.928%であります。</p> <p>詳細の方は次の頁 3-2 から 3-7 頁までなんですけれども。それが各筆明細でございます。</p> <p>それで、「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えられます。以上であります。</p>
	議長	<p>それでは、申しました様に、山上委員の関係する案件を先に審議したいと云う風に思います。整理番号 23,24,30,31,37,40,41 番でございます。</p>
	事務局	<p>各筆明細をご覧頂きまして、質疑がございましたら発言をお願いします。</p> <p>すみません。整理番号は 3-4 頁と 3-5 頁であります。3-4 に整理番号 23,24。それから 3-5 が整理番号 30 から 41 までが掲載されております。会社名です。</p>
	議長	<p>良いですよ。ごゆっくりご覧頂いたら。</p>
	土井委員	<p>はい。</p>
	議長	<p>どうぞ、土井委員。</p>
	土井委員	<p>利用権の設定を受ける者が法人であって、認定農業者が山上委員個人であって。此処に認定農業者ってなっているでしょ。その関係は。</p>
	議長	<p>説明してください。</p>
	事務局	<p>山上委員が認定農業者と云う風に仰られましたけども、法人として会社が認定農業者です。</p>
	土井委員	<p>個人ではない。</p>

	<p>事務局 土井委員 議長</p>	<p>法人ですので、その代表役員と云う事で。ですので、自分の所属する会社と云う事です。 はい。分かりました。 その他にご質問はありますか。はい。それでは無い様でございますので、質疑をこれで終結し採決を行いたいと思います。 ただ今個別審議をしておりますが、もう一度申しますと、各筆明細整理番号 23,24,30,31,37, 40,41 について原案のとおり認めることに賛成の方は挙手をお願い致します。 《全員挙手》 全員の方が挙手でございますので、整理番号 23,24,30,31,37,40,41、この件につきましては原案のとおり認めることと致します。 山上委員に着席をして頂きます。 (山上委員 着席) はい、それでは山上委員が着席致しましたので、会を続行致します。 続きまして、今審議致しました案件以外のものにつきまして皆様の方からお尋ねがございましたら、どうぞ発言してください。</p>
	<p>徳岡推進委員 議長 徳岡推進委員</p>	<p>はい。 どうぞ徳岡推進委員。発言してください。 この。田んぼが作れない様になってね、担い手さんを集積して来ていますよね、どんどん。年々これからも増えて来ると思うんですけども。この担い手さんの分析って云うかね。担い手さんの能力って言いますかね。そう言うのの判断と云うのは農業委員がするのか、それとも事務局がやっているのか。何か手に余る様な量になって行く様な気がしてね。されるのは良いけど、田んぼが荒れちゃって、作っているのか作っていないのか分からん様な量になってしまわないかなと思って心配はするんですけども。どこらへんで判断をつけるのか。担い手さんをもっと育成してもらうのか。何か対策が必要じゃないかなと云う気はするんですけども。</p>
	<p>議長 事務局</p>	<p>それでは、その担い手の、いわゆる農地の管理能力と云いますか、そのあたりの見極めですね。まあちょっと、事務局の方の試案を。 まずですね、法人たる担い手さんにつきましては、貸し借りのある農地については年に 1 回は報告して頂くことになっております。ですので、その中で経営状況なり何なりと云うのを報告し</p>

		<p>て頂く事になっておりますので、少なくとも今のところ問題は全く無いんですけども。</p> <p>ただ、今以上増やせるかって云う事につきましては、先がた羽合水田の耕作の調整会を行いました様な形で、「行けますか。」「大丈夫ですか。」と云う様な事で直接お尋ねをしながら、「もうちょっと行けるよ。だけどその場所だったら難しい。」だとか位置的な問題もあったりしますので。それぞれ聞き取りをしながら無理の無い所で集積を。やっぱりバンザイが一番怖いですから。そう云ったところで状況をお伺いしながら進めていると云う状況でございます。</p> <p>議長 徳岡推進委員 議長 徳岡推進委員 議長</p> <p>良いですか。</p> <p>はい。</p> <p>ともあれ、町内の担い手だけで完結できるものでもございませぬし、やはり町外の方も力も借りないといけないところもあると云う事は現実でございます。大変だなあ、これから。</p> <p>集積のメンバーにもよりますので何とも言えないんですけども。やっぱりドンドン・ドンドン能力オーバーになってしまわないかなと云う気がしてね。非常に心配です。</p> <p>特にね、平素皆さん方からもご意見がありますけども。畔草刈りとか、それから水管理とか、それから堰上げ作業とか。ああ云ったものは完全に出来るかと。そう云ったご指摘もありますから。かなり際どいですね、湯梨浜の水田作も。</p> <p>はい。それでは今、徳岡推進委員の方からですね、今の水田作の実態をご指摘頂きました。その他にお尋ねはございますか。</p> <p>河井推進委員</p> <p>じゃあ、話が無い様だから。でもね、そう云う所におられるから、この羽合平野・東郷平野ね。どうして、逆に良いんじゃないかと思うんだけど。もちろん畔刈りだろうが水管理だろうが、その人たちはそれなりにしてくれているので。じゃあ甲と乙を付けて、これはちょっとおかしいんじゃないかとか。付ける必要はないんじゃないかと思えます。やっぱりそう云う人がおられてね。今度は逆に荒れてしまうんじゃないかと思えます。逆に言えばそう云う人に感謝しないといけないんじゃないかと思えます。まあ、逆の立場だけど。</p> <p>議長 中村委員</p> <p>はい、それじゃあ中村委員どうぞ。</p> <p>今の話の、あれなんですけど。現にもう、東郷谷の辺はね、利用権を設定して植えたは良いけど刈ってない田んぼとかですね。以前にね、皆に世話になって大騒ぎした事があった。また出て来てます。それから実際田植えも出来てないと云う所もありますので。そこのところ本当、どこ</p>
--	--	---

	<p>議長 山下和子委員 議長 山下和子委員</p> <p>議長 事務局</p> <p>議長 山下和子委員 議長 山下和子委員 議長</p>	<p>で折り合いを取って行くかと。農業委員会が主導して強制的に、大きな声をするのか。どうかなと思ひながら来たんですけどもね。ただ、さっきもあったように畔草刈り一つとってもね、中山間地と平野部とは手の係り様がえらい違うのでね。もう、中山間地の条件の悪い所と云うのは、実際もう原野化と云う事もね。居なかったらですね。その土地所有者の責任で非農地化すると云うことにしないと、ちょっともう対応出来ない様になって来ているのかなと云う具合に、最近ちょっと思ってます。</p> <p>取り敢えず、話題はまた後で。人・農地プランの方で。 ちょっと。 どうぞ、山下和子委員。 ちょっと解らないんですけどね。20番の倉吉市の耕作者。これは更新をされていますけど。ちょっと良く解らないですけど、借りの場合、この方は。 じゃあ、説明してください。 20番の方。この方、住所は倉吉なんですけども、随分以前から湯梨浜町内の水田で、水稻耕作を、規模、割と大きめでやっておられる方です。それで、東郷地域の方でやっておられる田んぼもあつたりしますしね。一時は転作の関係で湯梨浜町内にご住所を置いておられた、実際住んでおられたこともあるんですけども。今は倉吉の方にお住まいでございます。 それで、多分20番の案件については、契約期間が1年と云う事で気が付かれたと思うんですけども。実はこれ、地主さんの方が単年で契約を希望しておられまして。借り手の方は本当はもうちょっと長い方が良いんですけども。地主さんの方がね、どうしても単年でしてほしいと。思いとしては、多分、引き受け手が、土地を取得と云う意味での引き受け手があれば、あつたらすぐにでも手放したいと云う思いもあつて単年に。と云う事で以前お伺いしたことがございます。ちょっと経緯があるものですから、そう云う事になっています。以上です。 今の。山下和子委員良いですか。今の説明で。 でも、そう云う事ですね。 今のは1年と云う所が。 ですね。 1年と云うところが気になったんだと。</p>
--	--	---

<p>議案第 42 号 農用地利用配分計画の策定について</p>	<p>山下和子委員 事務局 議長 山下和子委員 議長 中村委員 議長 中村委員 議長</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>この方は色んなものを作ってるのかなと思って。      水稻です。      良いですか。      はい。      それから中村委員がさっきお話があった分だけど。人・農地プランのところでもた。      ああ、良いです。      関わりがあるから。      たまたまその話があったので。現状をちょっとお話した訳で。      はい。それではその他に補足はありませんか。それではお尋ねも出尽くした様でございますので、それでは採決を取らせて頂きます。議案第 41 号「農用地利用集積計画の決定」について原案のとおり認めることに賛成の方は挙手をお願い致します。      《全員挙手》      はい。全員でございますので、それでは議案第 41 号「農用地利用集積計画の決定」につきましては、原案のとおり可決致します。      続きまして、議案第 42 号「農用地利用配分計画の策定について」を審議致します。この議案につきましては議事参与の制限がございます。農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定によりまして、山上委員再び退席をお願い致します。      (山上委員 退席)      それでは会を続行致します。山上委員の関係する案件、整理番号 3 番と 4 番を、先に分割審議を行います。それでは 3 番 4 番を先に致しますが、概要説明の方からお願いを致します      議案第 42 号「農用地利用配分計画の策定について」を説明します。次のとおり、農用地利用配分計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。      (資料は、資料 1)      資料 1、別でお配りしております資料の 1 をご覧頂けますでしょうか。頁をめくって頂き、3 頁目をお願い致します。      番号 3 権利の設定を受けるもの、田後 株式会社●●。土地の所在は記載のとおり 2 件で、</p>
--------------------------------------	---	--



	<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>面積は合計 2,443 m<sup>2</sup>、5 年の使用貸借であります。</p> <p>番号 4 権利の設定を受けるもの、整理番号 3 に同じく、田後 株式会社●●。土地の所在は記載のとおり 2 件で、面積は合計 3,691 m<sup>2</sup>。こちらは 10 年の使用貸借であります。</p> <p>以上でございます。</p> <p>はい。それでは説明が終わりましたので、3 番と 4 番を分割して皆さんにお諮りを致します。それでは皆さんの方からお尋ねがございましたら、発言してください。3 番と 4 番。</p> <p>お尋ねはございませんか。それでは無い様でございますので、3 番と 4 番のみを採決致します。原案のとおり認めることに賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が賛成でございますので、整理番号 3 番 4 番は原案のとおり決定と致します。</p> <p>山上委員が入室致しますまで、待ってください。</p> <p>(山上委員 着席)</p> <p>それでは審議を続行致します。整理番号 3 番と 4 番を除いた案件につきまして説明をお願いします。</p> <p>資料 1 のですね、2 頁目をお願い致します。利用配分計画の各筆明細で、整理番号 1 から行かせて頂きます。</p> <p>番号 1 権利の設定を受けるもの、藤津 合同会社●●。土地の所在は記載のとおり 7 件で、面積は合計 7,781 m<sup>2</sup>。こちらは 10 年の使用貸借であります。</p> <p>番号 2 権利の設定を受けるもの、整理番号 1 に同じく、藤津 合同会社●●。土地の所在は記載のとおり 6 件で、面積は合計 5,024 m<sup>2</sup>。こちらは 5 年の使用貸借であります。</p> <p>番号 5 権利の設定を受けるもの、宮内●●。土地の所在は大字赤池――、面積は 2,378 m<sup>2</sup>。こちらは 5 年の使用貸借であります。</p> <p>番号 6 権利の設定を受けるものは整理番号 5 に同じく宮内●●。土地の所在は大字赤池――、面積は 1,482 m<sup>2</sup>、10 年の使用貸借であります。</p> <p>番号 7 権利の設定を受けるもの、鳥取市 株式会社●●。土地の所在は大字光吉――、面積は 1,751 m<sup>2</sup>、5 年の賃貸借で、賃借料は記載のとおりです。</p> <p>以上であります。</p>
--	----------------------	---

	<p>議長</p> <p>中村委員</p> <p>議長</p> <p>中村委員</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>中村委員</p> <p>議長</p> <p>中村委員</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>清水委員</p> <p>議長</p> <p>清水委員</p>	<p>はい。説明が終わりました。それでは、今説明のありました案件につきまして質疑を行います。皆さんからお尋ねはありますか。無い様でございますので、それでは質疑をこれで終わります。採決を行います。整理番号 1 番、2 番、5 番、6 番、7 番につきまして、質疑がありましたら発言してください。ありませんか。</p> <p>良いですか。</p> <p>はい。中村委員どうぞ。</p> <p>5 番 6 番のところですけどね、同じ方同士で何か、一つ番地が変わっただけで 5 年と 10 年と云うのは。二通りの貸借になっているんですけど。何か訳があるんですかね</p> <p>はい。説明してください。</p> <p>はい。これは利用配分計画ですので、大本は利用集積計画の中間管理事業で、所有者が中間管理機構に預けている契約の土地を配分するものであるんですけども。地番が違うので所有者が違います。ですので契約期間もまちまちなんです。出来るだけ長い契約を取りたいなと思うんですけども。5 年の契約でお願いしたいと云う事で中間管理事業に申し込んだ場合には、配分もそれ以内の年数と云う事になってまいりますので。ちょっと年数が。</p> <p>所有者が違うんですか。</p> <p>この配分計画表には所有者の名前を書くところはないよな。それでちょっと分からないんだな。</p> <p>同じ方かなと思って。変なことになってるのかなと思って。</p> <p>これはやっぱり書く必要は無いと云う事で、こう云う風な事になってるのか。</p> <p>そうです。あくまで、中間管理事業に預けてしまっている者ですので。所有者とは一回切り離して。と云う事になりますので。</p> <p>はい。その他にお尋ねはございますか。</p> <p>良いでしょうか。</p> <p>どうぞ。清水委員どうぞ発言してください。</p> <p>さっき聞けば良かったんですけど、利用集積計画の方とちょっと関連があるかなと思うんですけども。7 番の大字光吉の田んぼですけど。此处だけが賃貸借ですね。後は皆無償ですけども。その辺の何か、教えてもらったら。</p>
--	---	---

	<p>議長 事務局</p> <p>清水委員 議長 清水委員 議長 事務局 議長</p> <p>横川委員 事務局 横川委員</p> <p>議長 事務局</p> <p>横川委員 議長</p>	<p>説明してください。</p> <p>利用配分計画の7番の大字光吉のところですか。これは、此処の法人さんは枝豆栽培をしております、はわい長瀬の方を中心にやっておられるんですけども。そちらの方を反当2千円の賃貸借でやっておられます。それで、ほかにも作れる所無いかなと云うなかで光吉の方を紹介して、やっている関係で、はわい長瀬と同一条件でして頂かないと、案内する方も都合が悪いですから。それで同じ反当2千円と云う事でやって頂いております。</p> <p>解りました。</p> <p>良いですか。</p> <p>はい。</p> <p>●●会社はだいたい2千円だったな。貸し借りは。最初から。入って来られた時から。</p> <p>●●会社自体も、そうした方が良くないのかな。その他にどうですか。良いですか。はい、横川委員どうぞ。</p> <p>すみません。先ほどの3-7の所にあります54番の。整理番号54。</p> <p>整理番号54番。地番の方が光吉——、こちら光吉——。それで結局、利用配分計画の方とこちらと同時に与えられていると云う事ですかね。</p> <p>説明してください。</p> <p>はい。そうです。同時にと云う事になります。と云うのが、これは更新なものですから再契約。引き続きと云う事で。当初の中間管理の貸し出しが終わりまして、引き続きと云う事で。配分も引き続きと云う事で、同じ人になると云う形でございます。</p> <p>そうですか。分かりました。</p> <p>はい、その他に。それでは無い様でございますので、質疑を打ち切ります。採決を行います。議案第42号「農用地利用配分計画の策定」について、原案のとおり認めること賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>はい。全員の方が賛成でございます。従いまして議案第42号「農用地利用配分計画の策定」</p>
--	---	---

<p>5 その他</p> <p>(研修・申し合わせ決議)</p>	<p>(議長)</p> <p>山下和子委員</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>(事務局)</p>	<p>につきましては、原案のとおり決定を致します。以上で議事を終わります。</p> <p>それではその他に入ります。その前に、先般山下和子委員が東京の方へ出向いて研修をされた と云う事でございます。山下和子委員の方から「研修の報告をしたい。」と申し出がございました ので、それでは報告をお願いします。</p> <p>代表として行かせて頂きましたので、皆さんの方に報告させていただきます。</p> <p>(山下和子委員 報告)</p> <p>要旨 1月8・9日(東京) 全国農業委員会女性協議会 研修テーマ ・女性農業委員の登用促進 パネルディスカッション 鳥取市農業委員会の浜田会長がパネラーとして登壇。 その他、研修会の内容及び感想を報告。</p> <p>それではどうもご苦労様でした。それでは元に戻りまして、その他「2月の定例総会について」 をお諮り致します。それでは説明をしてください。</p> <p>○ 2月定例総会 2月10日(月) 午後3時00分から</p> <p>○ 農家相談会について 1月16日(木) 午前9時～正午、第3会議室 当番：土海政信 委員、山下和子 委員、山本美代子 推進委員 2月20日(木) 午前9時～正午、第3会議室 当番：谷岡貞幸 委員、中村 博 委員、尾川寛信 推進委員</p> <p>○ 農業委員会改選の周知について</p> <p>○ 「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議」について (配布の資料に基づき、以下について事務局が説明)</p> <p>「農業委員・農地利用最適化推進委員として注意すべきこと」の確認 他県で発生した農業委員会贈収賄事件について 農業委員等の綱紀粛正について</p>
----------------------------------	---	--

6 閉会	(事務局) 議長	<p>「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議案」の説明 全会一致で「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議」を承認した。</p> <p>○ 「人・農地プラン」アンケート以降の取組みについて</p> <p>皆さんご起立ください。そう致しますと、以上を持ちまして、令和元年度第 10 回定例総会を閉会と致します。皆様ご苦労様でした。</p> <p>(閉会 午後 4 時 2 5 分)</p>
------	-------------	--